

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月17日

【事業年度】 第124期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 日本ヒューム株式会社

【英訳名】 NIPPON HUME CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高尾重道

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋五丁目33番11号

【電話番号】 東京（03）3433-4111（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 加藤良樹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋五丁目33番11号

【電話番号】 東京（03）3433-4111（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 加藤良樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第124期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) <省略>

(5)～(7) <記載なし>

(訂正後)

(1)～(4) <省略>

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決める旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(6) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、経営環境等の変化に速やかに対応するため、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議を要する議案につき、議決権を行使する株主の意思が当該議案の決議に反映されることをより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨を定款に定めております。